

ガーデンフェスタ恵庭 2026  
第 37 回 恵庭花とくらし展 協賛募集要項

1. 目的

この要項は、ガーデンフェスタ恵庭 2026 第 37 回恵庭花とくらし展（以下「本事業」という。）の開催及び円滑な運営に資するため、本事業への協賛を申し出る企業、団体等（以下「協賛者」という。）の募集、協賛内容、協賛特典、申込手続その他必要な事項を定めるものとする。

2. 事業概要（予定）

事業名: ~ガーデンフェスタ恵庭 2026~第 37 回 恵庭花とくらし展  
開催日: 令和 8 年 6 月 27 日(土)・28 日(日)  
会 場: 花の拠点「はなふる」(恵庭市南島松 828-3)  
主 催: 恵庭花のまちづくり推進会議  
運 営: 第 37 回恵庭花とくらし展実行委員会(以下「実行委員会」という。)

3. 協賛区分

協賛の区分は、次のとおりとする。

(1) 金銭協賛

金銭による協賛は、1 口 5,000 円とし、1 口以上とする。

(2) 物品又はサービスによる協賛

物品又はサービスによる協賛は、実行委員会がその内容及び価格等を確認の上、協賛金額相当額として取り扱うものとする。

4. 協賛金額等の使途

(1) 協賛金額又は協賛金額相当額（以下「協賛金額等」という。）は、次のいずれかの使途に充当するものとする。

- ① 花の抽選会に使用する花鉢の調達
- ② 本事業の運営費等
- ③ 花の抽選会に使用する花鉢の調達及び本事業の運営費等

(2) 協賛者は、申込時に前項各号のうち希望する使途を選択することができる。

(3) 前項第 1 号又は第 3 号を選択した場合は、第 5 項の定めにより花鉢の内容を指定することができる。

5. 花鉢の指定

(1) 協賛者が前項第 1 号又は第 3 号の使途を選択した場合は、次表に定める換算額に基づき、花鉢（小）及び花鉢（大）の個数並びにその組合せを指定することができる。

種別	換算額	数量の考え方
花鉢（小）	5,000 円相当/1 鉢	協賛金額等の範囲内で指定可
花鉢（大）	10,000 円相当/1 鉢	協賛金額等の範囲内で指定可

- (2) 花鉢には、協賛者名を記載した名札を掲出するものとする。ただし、協賛者が名札の掲出を希望しない場合は、この限りでない。
- (3) 名札の仕様、表記方法その他必要な事項は、実行委員会が別に定める。
- (4) 花鉢の希望数の合計額が協賛金額等に満たない場合の残額は、本事業の運営費等に充当するものとする。

## 6. 協賛特典

協賛者には、協賛金額等に応じて、次表のとおり協賛特典を付与する。

項目	5,000 円 以上	10,000 円 以上	20,000 円 以上	50,000 円 以上
当日配布チラシへの協賛者名掲出	○	○	○	○
特設ホームページ及び SNS への協賛者名掲出	○	○	○	○
会場内看板への協賛者名掲出	○ (標準表示)	○ (拡大表示)	○ (優先表示)	○ (最優先表示)
会社ポスターの会場内掲示 (1社1枚)	×	×	○	○
会社チラシ又は試供品等の配布	×	×	○	○

### 備考

- ・会場内看板における「標準表示」「拡大表示」「優先表示」及び「最優先表示」の具体的な内容は、看板の仕様確定後に実行委員会が定める。
- ・会社ポスターの掲示場所、会社チラシ又は試供品等の配布方法、数量、内容その他必要な事項は、申込状況等を踏まえ、実行委員会が定める。
- ・申込多数の場合は、掲示場所、配布枠その他の取扱いについて実行委員会が調整する場合がある。

## 7. 20,000 円以上の協賛者に係る追加特典の取扱い

- (1) 協賛金額等が 20,000 円以上の協賛者は、次に掲げる追加特典を希望することができる。
- ① 会社ポスターの会場内掲示（1社1枚）
  - ② 会社チラシ又は試供品等の配布
- (2) 前項の追加特典の実施方法、掲示場所、配布方法、配布数量、内容その他必要な事項は、実行委員会が別に定める。

- (3) 前 2 項の追加特典の実施に当たり、会場運営上支障があると認められる場合又は本事業の趣旨に適さないと認められる場合は、実行委員会は内容の変更又は実施の見合わせを求めることができる。

## 8. 申込手続

- (1) 協賛を希望する者は、実行委員会が定める協賛申込書により申し込むものとする。
- (2) 申込期限は、令和 8 年 5 月 1 5 日（金）までとする。
- (3) 申込先及び提出方法は、実行委員会が別に指定する方法による。
- (4) 協賛の可否は、申込内容を審査の上、実行委員会が決定する。

## 9. 協賛金の納入等

- (1) 協賛者は、実行委員会が指定する期日までに、指定する方法により協賛金を納入するものとする。
- (2) 物品又はサービスによる協賛を行う場合は、品目、数量、納入方法、納入期日その他必要な事項について、あらかじめ実行委員会と協議するものとする。
- (3) 領収書の発行は、実行委員会の定める方法による。
- (4) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応については、実施主体の登録状況等に応じて取り扱うものとする。

## 10. 原稿及び表記

- (1) 掲載する協賛者名は、申込書に記載された表記を原則とする。
- (2) ロゴ掲載を希望する場合は、実行委員会が指定する形式及び期限までにデータを提出するものとする。
- (3) ロゴ掲載の可否、掲載媒体、掲載サイズ及び掲載位置は、制作上の都合等を踏まえ、実行委員会が決定する。
- (4) 制作スケジュール上、校了後の修正は原則として認めない。

## 11. 不受理等

実行委員会は、申込内容が次のいずれかに該当すると認める場合は、申込みを受理せず、又は受理後であっても掲出、配布その他の取扱いを中止し、制作物等から削除することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 虚偽の表示を含むもの又は誤認を生じさせるおそれがあるもの
- (3) 差別若しくは偏見を助長するもの又は特定の個人若しくは団体の名誉若しくは信用を不当に害するおそれがあるもの
- (4) 著作権、商標権その他第三者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動その他これらに類する目的で協賛の事実又は協賛特典を利用するもの又はそのおそれがあるもの

- (6) 反社会的勢力に該当するもの又はこれに関与していると認められるもの
- (7) 本事業の趣旨又は品位を損なうおそれがあるもの
- (8) その他実行委員会が不相当と認めるもの

#### 12. 取消し及び返金

- (1) 協賛者が協賛を取り消そうとするときは、速やかに書面その他実行委員会が適当と認める方法により申し出るものとする。
- (2) 既に納入された協賛金は、原則として返還しない。
- (3) 天候その他やむを得ない事由により、本事業の内容の変更、縮小又は中止が生じた場合の取扱いは、実行委員会が別に定める。

#### 13. 個人情報の取扱い

申込み等を通じて取得した個人情報は、協賛手続及び本事業の運営に必要な範囲で利用し、関係法令等に基づき適正に取り扱うものとする。

#### 14. 問合せ先

第 37 回恵庭花とくらし展実行委員会 事務局

住 所：〒061-1498 恵庭市京町 1 番地

恵庭市役所経済部花と緑・観光課内

T E L： 0123-33-3131（内線 2525）

e-mail：hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp